別紙様式第七号の二第２の３(6)の表中「

為替差益

」を「

為替差益
貸倒引当金戻入額

」に改める。

別紙様式第七号の二第２の３(6)の表及び(7)の表記載上の注意２中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別紙様式第七号の二第２の３(8)の表記載上の注意４を次のように改める。

４　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第七号の二第２の３(8)の表記載上の注意４の次に次のように加える。

５　当期純剰余金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第七号の二第２の３(9)の表中「

為替差益

」を「

為替差益
貸倒引当金戻入額

」に改める。

別紙様式第七号の二第２の３(9)の表及び(10)の表記載上の注意２中(2)を削り、(3)を(2)とし、同記載上の注意７を次のように改める。

７　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第七号の二第２の３(9)の表及び(10)の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　当期純剰余金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記７の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第七号の二第２の５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の５の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第七号の二第２の６の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の６の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

６　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十一号第１の２外国生命保険会社等の表記載上の注意３を次のように改める。

３　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号第１の２外国損害保険会社等の表記載上の注意５を次のように改める。

５　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号第２外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十一号第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表中「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同記載上の注意３の次に次のように加える。

４　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十一号の二第１の２外国生命保険会社等の表記載上の注意３を次のように改める。

３　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号の二第１の２外国損害保険会社等の表記載上の注意５を次のように改める。

５　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。